

令和 6 年 定 例 第 2 回 市 議 会 会 議 録 (第 4 日)

令和 6 年 6 月 28 日 午前 9 時 30 分 定 例 第 2 回 市 議 会 を み や ま 市 役 所 議 場 に 招 集 し た。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 卷 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 蘭 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	15 番	宮 本 五 市
8 番	古 賀 義 教	16 番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	梶 嶋 晋 治	係	長 高 野 志乃扶
参 与	田 中 裕 樹	書	記 大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋 盛 人	建 設 都 市 部 長	甲斐田 裕 士
副 市 長	森 田 泰 平	教 育 部 長	堤 則 勝
教 育 長	待 鳥 博 人	消 防 長	北 嶋 俊 治
総 務 部 長	城 戸 邦 宏	総 務 課 長	平 川 貞 雄
保健福祉部長兼 福祉事務所長	松 藤 典 子	企 画 振 興 課 長	坂 本 生 治
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	山 田 利 長	財 政 課 長	大 坪 康 春
環 境 経 済 部 長	木 村 勝 幸	秘 書 広 報 課 長	久保井 千 代

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第30号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第31号 みやま市放置自動車の処理に関する条例の制定について
- (3) 議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第33号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第34号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第2号）
- (6) 議案第35号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (7) 請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書
- (8) 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府

予算に係る意見書採択の請願について

(9) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- (2) 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の充実に係る意見書

午前9時41分 開議

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案第30号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 議案第30号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第30号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月26日、城戸総務部長、坂本企画振興課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、令和6年4月24日に公布された生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律に伴い、生活保護法が改正され、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に変更されたことを受け、進学準備給付金に関する条文の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第2 議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．議案第31号 みやま市放置自動車の処理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、再び委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

引き続き、総務常任委員長報告をいたします。

議案第31号 みやま市放置自動車の処理に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月26日、城戸総務部長、中村契約検査課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、市が所有または管理する土地及び施設などの市有地等に放置された自動車の処理について必要な事項を定めることにより、市有地等の利用上または管理上の障害を除去し、その機能を速やかに回復するため、新たに条例を制定するものです。

正当な理由なく、市有地等に放置された自動車がある場合は、公共施設の利用上または管理上に支障が生じるだけでなく、地域の美観を損ね、新たな自動車の放置を誘発することから、放置自動車を適正に処理し、速やかな公共施設の機能回復と地域の美観の保持、ひいては市民の快適な生活環境の維持を図るため定めるものです。

条例の主な内容は、第1条では条例の目的、第4条では自動車の放置の禁止について定め、第5条からは放置自動車に対する警告書の貼り付け、調査や撤去の勧告、撤去命令、放置自動車の移動等について定めています。

また、第10条からは放置自動車を使用済み自動車とみなす規定や、その後の処分の方法、費用徴収の方法等について規定しています。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号 みやま市放置自動車の処理に関する条例の

制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第 3 議案第32号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 3．議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月24日に松藤保健福祉部長、田中子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例に所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、国の家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準が改正され、保育所等における満3歳児及び満4歳以上児に対する保育士等配置基準の最低基準の見直しが行われたことに伴い、本市の満3歳児及び満4歳以上児に対する保育士等の配置基準を改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第4 議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案第33号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。再び中尾文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

続きまして、文教厚生常任委員長報告で、議案第33号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月24日に松藤保健福祉部長、堤健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の引用条文を改める必要があるため、条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第34号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号を採決いたします。この採決は起立によって行なってまいります。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第34号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は原案どおり可決をされました。

日程第6 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第35号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。この採決は起立によって行なってまいります。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第35号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第7 請願第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7．請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月26日、城戸総務部長、大坪財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨は、自治体の安定的な財政運営を行うためには、地方交付税総額を確保し、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持することが重要であり、地方の安定的な財政運営を実現し、地域の行政サービス水準を守るため、2025年度政府予算における地方財政の充実・強化を目指す必要があることから、国の関係機関へ意見書の提出を求めるもの

です。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択でございます。

請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書は、委員長報告のとおり採択をされました。

日程第8 請願第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、請願第2号について文教厚生常任委員会委員長の報告をいたします。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月24日に、堤教育部長、姉川指導室長及び松尾学校教育課長並びに関係係長の出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨は、2025年度政府の予算において、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するため、中学校・高等学校での35人学級の早期実施や教職員定数の改善並びに教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げなどを実現するため、国の関係機関に対し意見書の提出を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第2号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願」につきましては、委員長報告のとおり採択をされました。

それでは、お諮りをいたします。

発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」及び発議第2号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の充実に係る意見書」を日程に追加して、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1 発議第1号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

これより議会事務局長より朗読をいたします。枕嶋議会事務局長お願いします。

○議会事務局長（枕嶋晋治君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより提出議員の説明を求めてまいります。7番吉原政宏君お願いします。

○7番（吉原政宏君）（登壇）

発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第1号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し、意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま議会事務局長が朗読により説明したとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第1号は原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案どおり可決をされました。

追加日程第2 発議第2号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第2. 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の充実に係る意見書を議題といたします。

議会事務局長より朗読をいたします。柊嶋議会事務局長お願いします。

○議会事務局長（柊嶋晋治君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、提出議員の説明を求めてまいります。13番中尾眞智子君お願いします。

○13番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、発議第2号の提案理由を説明いたします。

発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の充実に係る意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第2号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま議会事務局長が朗読により説明したとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第２号は、会議規則第37条第３項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第３号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第２号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第２号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第２号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の充実に係る意見書は、原案のとおり可決をされました。

日程第９ 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第９．閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件につきまして、会議規則第111条の規定により、タブレットでお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りをいたします。

委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時35分からといたします。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開いてまいります。

ここで松嶋市長、それから、待鳥教育長より発言の申出がっておりますので、発言を許してまいります。

このことにつきましては、ちょっと皆さん方に補足をさせていただきたいと思いますが、3、6、9、12月の各定例会、あるいは臨時議会等々におきましても議案の流れ、審査等々につきましては御案内のとおりでございますが、それぞれ議会運営委員会においての中身の精査等々をしっかりとやっていただいた経過を踏まえて、各議会の流れを持っておるところでございますけれども、このことは、今から市長、教育長からの御挨拶等々にも入ってくるとと思いますが、今年の3月議会でもこの発言を許しております。

当然、このことについて、内容については、各議員さんからもお尋ねがあらうと思いますが、これは議長の裁量権内というようなことで許しをしておりますので、御理解をお願いしておきたいと思います。

それでは、松嶋市長、御挨拶をお願いします。どうぞ。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議長からのお許しをいただきましたので、この場をお借りしまして、市民の皆様に、みやま市総合市民センターの漏水につきましておわびを申し上げます。

みやま市総合市民センターは、文化、芸術、スポーツ、健康、子育ての世代間の交流の拠点として、また、災害時の避難所として御利用いただいている施設でございます。

今回、再び漏水が発生したことで、市民の皆様に不安や御心配をおかけすることになり、大変申し訳なく、極めて遺憾であります。

現在、漏水箇所は確認し、修理を済ませております。

また、業者には、今後、漏水が発生しないよう総点検を指示し、対策を講じていくよう求めてまいります。

市民の皆様に、施設を安全に、また安心して御利用いただけるよう早急に対応を行い、施設管理に万全を期すよう取り組んでまいります。

このたびは御心配をおかけすることになり、大変申し訳ございませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、待鳥教育長、御挨拶をしてください。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

議長からのお許しをいただきましたので、私からも市民の皆様におわびを申し上げたいと思います。

総合市民センターで再び漏水が発生し、御迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。

総合市民センターは、現在、多くの市民の皆様に御利用いただいております。昨年度の年間利用者は約10万人ということでございます。

また、指定避難所としても活用しており、災害時には、皆様の命を守るための大切な施設でございます。にもかかわらず、皆様を不安にってしまう事案が発生したことに強い憤りを感じておるところでございます。

3度、このようなことがないように、安全対策に全力で臨みます。

このたびは誠に申し訳ございません。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

中島議員、もう御案内のとおりでございますが、先ほど来、冒頭市長、教育長からの御挨拶いただく前にお話ししておるとおりでございます。例外ということで、議長の裁量権内で許可をいたしますので、今市長、それから教育長のMIYAMAXの件での謝りということでございます。その余のこのないようお願いいたします。

○14番（中島一博君）

今回の件は執行部にも責任があり、執行部を監視する私をはじめ、議会のほうにも責任があると思っております。

なぜかといいますと、工期は令和2年5月26日から令和4年3月31日だったと思います。

令和4年2月の全員協議会の中で、市長のほうから工期延長の提案があったわけです。そのときの理由が、令和3年の夏の大雨、それに職人不足、それと資材の遅延だったと思います。私はもうそのときから警鐘を鳴らしておりましたが、その次には令和4年4月13日の臨時議会で、建築・電気的设计変更で3,896万2,000円をまた業者のほうに支払っております。

そのときから、財政課長のほうにちょっとお願いして、最後の残金だけは支払わないように取っておいてくれということを再三お願いしておりましたが、その後、6月に竣工検査、引渡しも終わった後に、玄関前のインターロッキングの不具合がありまして、その最中にもかかわらず、8月5日の日に残金の4億7,200万円を支払っております。

そういった意味で、本当にこの件につきましては、先ほど市長、教育長が述べられましたように、3万5,000人の血税で建設した市民センターでございますので、市民に対して私も非常に申し訳ないと思っております。

今後どうするかにつきましては、この後、臨時全員協議会で業者も見え、また市長とか教育長にその場でお聞きしたいとも思っております。

振り返りますと、議会のほうも調査特別委員会も立ち上げて、提言書も、市長のほうに渡しておりますし、その途中に何度となく業者から説明報告を受けておりますが、残念ながら、市長と教育長、もう建て主の夫婦なんです。議員のほうから質問をしているけど、市長と教育長からは1回も質問がございません。それは今、私残念でなりません。市長と教育長は、建て主の代表なんです。その後ろには家族が3万5,000人おるということで、再三私は言ってきましたけど、その辺がもう残念でございますけど、この後の臨時全員協議会でまた業者のほうにいろいろ質疑をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

分かりました。（「今のおわびのことについて、ちょっとお聞きしたいことがあるので」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

市長は先ほど極めて遺憾というような発言をされて、今後対策を講ずるよう伝えていくと、業者にですね。それと、教育長は全力で臨むというような発言があつておりますが、これじゃ私たちはどげんしていいかどうかよう分かんたんとですたいね。全力で臨むということはどういうことを全力で臨みなはつとか、それは漏らんとでしようけど、市長も漏水しないようにということでおっしゃられておりますが、新築して間もなく雨漏りがした。そして、修理をされた。そして、ようやく雨漏りの話が消え去ろうとしよる最中に、また雨漏りがしたということで、それも発見された前日、前々日は約60ミリの雨量だったと。たかがそれくらいでございますので、今後、ですから市長は、修理という言葉が言われたと思うんですよ。そうしか今言われんだろうとは思いますが、極めて遺憾ということを考えれば、これがどこにつながっていくのかと。極めて遺憾という言葉がどういうふうな方向につながっていくのかということ、教育長については全力で臨むということがどういうふうなことかということをお聞きしたいんですよ。市長と教育長がどげんか気持ちで今おらっしゃったかということですからね。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

お答えいたします。

極めて遺憾ということは、本当にこの漏水を二度と起こしてはならないということで、今まで修理をしてもらってきております。

ですが、再びこのような状況が出たということは、先ほども申し上げたように非常に遺憾でありますので、業者にはきちんとその対応をするように求めてまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

瀬口議員、教育長からも答弁。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

瀬口議員の御質問にお答えします。

全力で臨むということですが、やはり安心・安全ということを一番に念頭に置き、市民の御利用者の安心・安全を確保するために全力で臨みます。

業者等に対策等も講じることをしっかり申し上げながらやっていきたいというふうに思っ

ているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

先々がどういうふうにしていかれるのか、もっと突っ込んだことをお聞きしたかったんですけど、そこまではまだ言えんということだろうと思うんですが、こういうことが起こったということは、もっと強い決意をしていかんといかんだろうというふうに私は思っておりますので、極めて遺憾という言葉と全力で臨むという言葉のあかしを今後しっかりとさせていただきたいと思っております。

そういう対応していかれる業者さんに対して、今さっきもお二方も言いなはったように、避難場所でもあるし、安心・安全でこれをしていかれるというようなことを徹底されるに当たって、どういうことが最善策かというのをしっかりと見極めていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに何かお尋ねは。（「1点だけいいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

後の業者との臨時全協で聞こうかなと思っておりましたけれども、この市民センターは災害の避難場所になっているわけなんです。安心・安全でなければならないと思っておりますし、この状態で使わせるのか、一時的に使用中止にしたがよくないかと私は思っておりますが、雨だから、何が上から落ちてくるか分からない状態だと思いますよ。

なぜかという、私たちはハイサイドライトの点検口からばかりということで図面で説明をもらっておりましたけど、今度は場所が違うでしょう。私が令和4年5月ぐらいからちょっと知った業者、中島さんって、職人が寄せ集めでしているから、ろくなことはしていないから、大きな台風が来たら雨漏りすっです。もう令和4年の5月から私はそういう話を聞いていたんですよ。そしたら、そのごとく9月18日ですもんね。そして、今度はまた場所が違うでしょう。避難場所になっているところに、安心・安全と先ほど教育長が言われた。そういう場所にまた市民を、この場所を使用させるのか、中止にして完全に直すか、

造り替えるか、臨時全協でまた同じこと言うかもしれん。その辺はどう考えてあるのか、市長と教育長にお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

中島議員さんの御質問にお答えいたします。

避難場所を継続するのかということでございますけれども、そのことも含め、しっかり精査しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

避難場所ということでございますが、やはり市民の安心・安全ということも、そういった部分も市長と同じ考えで、しっかり精査をして進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

極力、この本会議終了後、全員協議会を臨時でやりますので、そこでお尋ねをいただきたいと思います。よろしいですかね。

それでは、お諮りをいたします。

本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任することと決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年定例第2回市議会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会

上記会議の次第は、桙嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 中島 一博

みやま市議会議員 宮本 五市